

秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、地域における防犯力の向上を図るため、自ら居住する住宅に家庭用防犯カメラを設置する者に対し、設置に要する費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 地域における犯罪等及び自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）への侵入盗の未然防止を図るため、屋外に継続して設置する撮影装置で、撮影範囲に自宅等及び公共空間を含み、かつ、撮影した画像を常時記録する機能を備えたものをいう。
- (2) 公共空間 道路、公園、広場その他の不特定多数の者が利用又は通行する場所をいう。
- (3) 画像データ 家庭用防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置を用いて表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自宅等に居住していること。
- (2) 補助を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者による自宅等への家庭用防犯カメラ設置事業とする。ただし、次に掲げる家庭用防犯カメラを除く。

- (1) 継続して撮影するものではないもの
- (2) 夜間撮影ができないもの

(3) 追跡機能を有するもの

(4) 賃借により設置したもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が補助対象事業として不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（税抜き）のうち、次に掲げる費用とする。ただし、秩父市内の販売店において購入したものに限り。

(1) 家庭用防犯カメラの購入費

(2) 家庭用防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）

(3) 家庭用防犯カメラ設置の表示に係る費用

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付を受けることのできる防犯カメラは、住宅1戸（2世帯住宅は、1戸とみなす。）につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）

(2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し

(3) 家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図（撮影予定範囲を明示したもの）

(4) 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）

(5) 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は不要）

(6) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の確認書類の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様

式第3号)により申請者に通知するものとし、補助金の交付を不相当と認めるときは、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した家庭用防犯カメラの現況写真(設置の表示を含む。)
- (3) 設置した家庭用防犯カメラにより撮影された画像データを印刷したもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を相当と認めるときは、補助金額を確定し、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金を交付した者が交付の条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。